

○青山学院大学図書館規則

(1968年5月31日理事会承認(1994年3月30日全部改正))

改正 1995年5月26日 2003年3月28日
2005年2月25日 2012年3月23日
2015年12月15日 2017年7月20日
2019年12月13日 2023年12月14日

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学学則第5条の5第5項の規定に基づき、青山学院大学図書館(以下「図書館」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、青山学院大学の教育、研究に必要な図書、学術情報資料等(以下「資料」という。)の収集、整理、保存管理を行うとともに、その閲覧、利用及び学術情報の提供に関わる業務を行う。

(本館)

第3条 図書館の本館を青山キャンパスに置く。

(分館)

第4条 図書館の分館を相模原キャンパスに置く。

2 分館を万代記念図書館と称する。

(館長の選任等)

第5条 図書館に、図書館長(以下「館長」という。)1名を置き、その任期を2年とする。

2 館長は、学術情報機構機構長の推薦に基づき、図書館委員会、学部長会及び大学協議会の意見を聴いた後、学長が委嘱する。

3 館長は、図書館の館務を統括する。

(分館長の選任等)

第6条 分館に、分館長1名を置き、その任期を2年とする。

2 分館長は、学術情報機構機構長の推薦に基づき、図書館委員会、学部長会及び大学協議会の意見を聴いた後、学長が委嘱する。

3 分館長は、館長の統括の下に分館の館務を掌理する。

(図書館委員会)

第7条 図書館の運営、図書館において購入する資料の選択及び図書館の利用上の重要事項を審議するため、図書館委員会を置く。

(学部等図書委員)

第8条 各学部、青山スタンダード教育機構及び専門職大学院各研究科に図書委員(以下「学部等図書委員」という。)若干名を置く。

(関連規則等)

第9条 この規則に定めるもののほか、次の各号の事項については、別に定める規則等による。

- (1) 資料の収集に関する事項
 - (2) 資料の管理に関する事項
 - (3) 図書館の利用に関する事項
 - (4) 図書館委員会及び学部等図書委員に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- (所管)

第10条 この規則は、学術情報部が所管する。

2 図書館に係る事務は、本館については学術情報部図書課が、分館については相模原事務部学術情報課が行う。

(改廃手続)

第11条 この規則の改廃は、図書館委員会、学術情報機構会議及び学部長会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1995年5月26日)

この規則は、1995年5月26日から施行し、1995年4月1日から適用する。

附 則(2003年3月28日)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2005年2月25日)

この規則は、2005年2月26日から施行し、2005年1月1日から適用する。

附 則(2012年3月23日)

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2015年12月15日)

この規則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2017年7月20日)

この規則は、2017年7月21日から施行する。

附 則(2019年12月13日)

この規則は、2019年12月14日から施行する。

附 則(2023年12月14日)

この規則は、2024年4月1日から施行する。